東京大学大学院人文社会系研究科複製（複写）許諾書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

東京大学大学院人文社会系研究科長　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 論文題目 |  |
| 全頁複製（複写）の可否 | 今後、文学部図書室利用者より複製（複写）の申し込みがあった場合には、次のとおり取り扱うことにしてください。□全頁複写を許諾します。□全頁複写を許諾しません。　この論文の複製（複写）は、著作権法第31条（＊）により、公表された著作物の一部分（半分以下）としてください。　　　著作者　　　　　　　　　　　（自署） |
| 複製（複写）制限箇所について＊該当する場合のみ記入してください。 | □ただし、個人情報保護のため、下記の部分については複製（複写）を制限します。 |

（＊）（図書館等における複製）

　　　第三十一条　図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

　　　　一　図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個個の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合